

議案第百五号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和五年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立麻布運動場

港区立青山運動場

港区立芝浦中央公園運動場

港区立芝給水所公園運動場

港区立埠頭少年野球場

港区立芝公園多目的運動場

港区立芝浦南ふ頭公園運動広場

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリテーターズ・東急コミュニティー共同事業体

東京都豊島区长崎五丁目一番二十三号株式会社ピーウォッシュ内

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

(説明)

区立運動場の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。